

解雇および退職

○解雇とは

使用者の意志で、一方的に労働契約を終了させることを「解雇」といいます。

使用者が労働者を解雇するには、合理的な理由がなければなりません。

正当な理由がなく解雇された場合は、ただちに労働基準監督署や、労働関係の相談窓口へ相談してください。

(1) 雇用期間が決められていない労働契約の場合

使用者は労働者を解雇する場合、少なくとも30日前に予告しなければなりません。予告をせずに、即時に解雇する場合は、予告手当として30日以上平均賃金を支払わなければなりません。

(2) 雇用期間を決めてある労働契約の場合

使用者はやむを得ない事由がなければ、契約期間の途中で労働者を解雇することはできません。やむを得ない事由があるときであっても、30日以上前の解雇予告か、予告手当の支払いが必要です。

(3) 解雇に不満がある場合

解雇に不満があるときは、まず、使用者に不満を伝えます。そして、退職証明書を使用者に交付してもらい、契約の終了事由が解雇なのか辞職なのか、解雇の理由は何か、などを明確にしておくことが大切です。

使用者の理由に納得できない場合には、労働センターや弁護士など、信頼できるところに相談してください。労働基準法違反の解雇は、労働基準監督署に相談することもできます。

○退職

労働者の退職の申し出や退職願の提出に対して、使用者が承諾すれば、合意契約により労働関係は終了します。

契約期間の決まりがなく雇われた人は、使用者が退職に合意しなくても、退職を申し出た日から2週間を経過すると、会社をやめることができます。

契約期間の決まりがある場合、その期間中は、やむを得ない理由がない限り、労働者からの雇用契約の解約の申し入れはできません。

使用者が退職を承諾したあとになって、労働者が退職の申し出を撤回することは原則としてできません。退職の申し出は、慎重に行う必要があります。

退職する場合、労働者は、請求すれば7日以内に未払いの賃金を支払ってもらえます。

積立金、貯金など、自己の権利に属する金品があるときは、返してもらうことができます。

労働者は、就業規則などに定められた期日までに、社員証や貸与されていた制服、健康保険証などを使用者側に返さなければなりません。

問い合わせ先 西宮労働基準監督署 0798-26-3733
兵庫労働局監督課 外国人労働者相談コーナー（対応言語：中国語）
0570-001702

その他言語については、こちらをご覧ください。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。